

みえリニア応援クラブ 会則

第1条(名称及び事務局)

本クラブは、みえリニア応援クラブ(以下、「本クラブ」という)と称し、事務局は三重県地域連携・交通部広域交通・リニア推進課に置きます。

第2条(目的)

リニア中央新幹線の県内駅位置の早期確定及び一日も早い全線開業の実現に向け、県民の皆さんに対する啓発活動を行い、一層の気運醸成を図ることを目的としています。

第3条(活動)

本クラブは、第2条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行うこととします。

- (1)リニア啓発動画などの情報発信
- (2)リニア啓発イベントなどへの参加・参画
- (3)その他、本クラブが必要と認める活動

第4条(会員)

本クラブの会員とは、第2条の目的に賛同する次の方をもって構成する。

- (1)第3条の活動に賛同していただける方
- (2)原則として、メールアドレスをお持ちの方

第5条(入会手続)

本クラブに入会を希望する方は、会員申込書を事務局に提出して入会の手続を行います。

2 入会を希望する方は、次に掲げる事項に同意していただくことになります。

- (1)事務局が会員の住所、電話番号、メールアドレス等の個人を特定するために必要な情報(以下、「会員の個人情報」という。)を名簿に登録すること。
- (2)本クラブの運営上必要な場合に限り、事務局が会員の個人情報を利用すること。

3 次に掲げる事由に該当する場合は、入会を承認しないことがあります。

- (1)入会申込みにあたり記入した内容に虚偽の記載があった場合
- (2)過去に会員資格を喪失したことがある場合
- (3)入会希望者が暴力団若しくは暴力団関係の構成員であり、又は宗教団体への勧誘活動若しくは違法な販売活動を行う者である場合
- (4)前各号のほか、入会を承認しない正当な理由がある場合

第6条(入会金及び会費)

本クラブの入会金及び会費は、無料とします。

第7条(特典)

本クラブの会員は、次の事項に掲げる特典を受けられることとします。ただし、特典の内容は予告なく変更になる場合があります。

- (1)入会時にリニアオリジナル啓発グッズをプレゼント
- (2)リニア啓発イベント活動への参加・参画
- (3)その他

第8条(禁止行為)

会員は、本クラブが提供するサービスの利用にあたっては、次の行為を行ってはなりません。

- (1)他の利用者、第三者若しくは本クラブの著作権、プライバシー又はその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
- (2)他の会員、第三者若しくは本クラブを誹謗中傷する行為又は本クラブの運営を妨げる行為
- (3)事実と反する情報又は公序良俗に反し、若しくはそのおそれのある情報を他の会員若しくは第三者に対して提供する行為
- (4)選挙運動、政治活動、宗教活動その他これらに類する行為
- (5)事務局の承諾なく本クラブの情報若しくは本クラブが発信する情報を用いた営利を目的とする行為又はその準備を目的とする行為
- (6)その他、法令等に違反する行為又はそのおそれのある行為

第9条(申込内容変更及び退会手続)

会員は、会員申込書の記載内容に変更が生じた場合又は退会する場合は、事務局へ書面またはその他の方法で連絡し、変更の手続又は退会の手続を行うこととします。

第10条(会員資格の喪失)

会員が事務局に対して退会の手続を行ったときは、会員資格を喪失することとします。

2 事務局は、会員が次の各号のいずれかに掲げる行為を行ったと認めるときは、当該会員の会員資格を取り消すことができることとします。

- (1)第8条の各号に掲げる行為を行ったとき。
- (2)会員申込書に虚偽の記載があったとき。
- (3)前2号に掲げるもののほか、事務局が会員として不相当であると判断したとき。

第 11 条(損害賠償)

事務局は、本クラブの運営に関して生じた会員の損害、会員同士又は会員と第三者との間で生じた問題及び損害等全てに対し、本クラブに責がある場合を除き、いかなる責任も負わず、一切の賠償する義務を負わないものとします。

第 12 条(個人情報)

事務局は、本クラブの運営上必要な場合以外の目的で会員の個人情報を利用し、又は第三者に提供はいたしません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではありません。

- (1)法令に基づき開示を求められた場合。
- (2)本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (3)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合。
- (4)国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合。
- (5)本クラブの運営を他の団体等へ継承するとき。

第 13 条(会則の変更)

本クラブは、会員の承諾を得ることなく、本会則を変更できるものとします。本会則の内容変更等に関する事務局から会員に対する告知は、三重県ホームページでの掲載をもって行い、掲載された時点から、変更後の内容がその効力を生じるものとします。

附則

この会則は、令和3年4月1日から施行します。

附則

この会則は、令和3年 12 月3日から施行します。

附則

この会則は、令和5年4月1日から施行します。